

平成 23 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社コーセイアールイー
代 表 者 代表取締役社長 諸藤 敏一
(コード番号：3246 福岡証券取引所)
問 合 せ 先 取締役管理部長 吉本 晋治
(TEL：092-722-6677)

訴訟の判決および当社の対応に関するお知らせ

平成 23 年 2 月 16 日の一部メディアによる報道のとおり、福岡高等裁判所（控訴審）において、当社（控訴人）が採用内々定（以下、内々定という）を取消した 2 名のうち 1 名（被控訴人、以下 A 氏という）に対し、22 万円を支払えとの判決が出されました。本件に関する内容・経過、当社の見解および今後の対応につきましては以下のとおりであります。

1. 訴訟事案の内容および経過

(1) 控訴までの経過

本件控訴までの経過等につきましては、平成 22 年 6 月 7 日、「訴訟判決の対応に関するお知らせ」で公表いたしておりますが、その要旨は以下のとおりであります。

- ・平成 20 年 9 月 29 日、当社は、経営環境の悪化等により採用計画を取止めることとし、A 氏に内々定取消の通知を送付いたしました。
- ・平成 21 年 4 月 13 日、福岡地方裁判所において、A 氏の 371 万 7,900 円の支払請求に対し、当社が A 氏に 75 万円を支払えとの労働審判がなされました。
- ・平成 21 年 4 月 14 日、当社は、当該労働審判では審理が不十分として、異議申立てを行い、本件は民事訴訟に移行いたしました。
- ・平成 22 年 6 月 2 日、福岡地方裁判所（一審）において、A 氏の 115 万 5,000 円の支払い請求に対し、当社が A 氏に 85 万円（弁護士費用 10 万円を含む）を支払えとの判決が出されました。
- ・平成 22 年 6 月 8 日、当社は、当該判決において、本件内々定により A 氏との労働契約は成立しておらず、A 氏の逸失利益も存在しないと判断されたことについて納得できたものの、A 氏の被った精神的苦痛に対する慰謝料としての金額については、上記労働審判の結果を踏襲しているに過ぎず、承服できない等の理由から控訴いたしました。

(2) 控訴審の経過

当該控訴審において、当社は、当時（平成 20 年 9 月）、平成 21 年 1 月期中間決算における業績および事業環境（市況および資金繰）の推移を踏まえ、翌平成 22 年 1 月期（注）の業績見通しが極めて厳しく、業務の効率化、販売管理費の節減に徹底的に取り組むべきと判断した経緯を詳細に説明した上、経営判断に基づく内々定取消が結果的に内定決定の直前になったこと、また、重要情報の提供となりかねない経営状況の詳細説明は困難であったことを説明いたしました。

（注）当社の平成 22 年 1 月期は、A 氏の就労予定初年度に当たっております。

2. 判決の内容、当社の見解および今後の対応

平成 23 年 2 月 16 日、福岡高等裁判所（控訴審）の判決によりますと、一審に引き続き、当社の内々定取消自体に違法性はないと判断されたものの、内々定取消にいたった経緯の説明などに一部不十分なところがあったと判断され、A 氏に対する当社の賠償責任が認められております。

当社は、本判決において、当社の主張に一定の理解が示されたものと考え、今後は争わないことといたしました。しかしながら、当該判決に対して A 氏より上告された場合につきましては、引き続き当社の主張の正当性を認められるよう訴訟活動を行う予定です。

3. 今後の見通し

本件訴訟に係る費用が当社の業績に与える影響は軽微であります。また、現時点まで、当該事案に関する報道等が当社事業等に与えた特段の影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上